



2007年6月5日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株 式 会 社
代表者役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 船 木 俊 之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (06) 6398-2500

当社株主提案の株式会社モリテックス従業員の方々への説明会開催申入れに対するモリテックス社からの拒絶回答について

当社は、昨日（本年6月4日）、株式会社モリテックス（以下「モリテックス社」といいます。）に対し、モリテックス社従業員の方々への当社株主提案等に関する説明会を開催したい旨、添付別紙により、申入れを行いました。

しかしながら、モリテックス社は、当社のモリテックス社従業員の方々への説明会開催を拒否する旨、本日、回答してまいりました。

モリテックス社は、過日、「当社35回定時株主総会における株主提案に対する従業員反対意思表示に関するお知らせ」において、「株主提案への反対意思表示」と題する書面を添付しておりますが、当該書面は、従業員の方々が署名する方式となっており、労働組合が組織化されていない中（注）で、誰からどのような説明を受けて、従業員の方々署名をされるに至ったのか、当社としては、憂慮しております。

従業員は、どの企業でも重要なステークホルダーであり、当社としては、モリテックス社従業員の方々へ、当社株主提案及び当社の経営基本方針等について、是非ご理解いただきたく、今後とも、あらゆる方法で、説明会開催の機会を探っていきたくと考えております。

（注）2006年12月14日提出のモリテックス社の最新半期報告書では、労働組合は結成されていない旨、記載されております。

【参考情報】

当社においては、1970年に、I D E C（旧和泉電気）労働組合（全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)加盟、ユニオンショップ制採用）が結成されております。

当社は、労組結成以来、労使協調を経営の基本として、人事諸施策及び諸規則等、社員の人事労務並びに処遇等に関する事項は、社員の意思を尊重し労働組合との合意なくして、改定したことはございません。また労働組合内部における意思決定も、各職場での討議結果を基本として民主的に行われており、管理職や組合役員等による不適切な介入等はありません。

以 上

(添付別紙)

株式会社モリテックス
代表取締役社長
森田茂幸 様

2007年6月4日
I D E C株式会社
代表取締役会長兼社長
船木俊之

当社株主提案等に関する貴社従業員への説明会開催申入れの件

前略

貴社は、本年5月30日付「当社35回定時株主総会における株主提案に対する従業員反対意思表示に関するお知らせ」と題する書面で、当社及び森戸氏の株主提案（以下「当社株主提案」といいます）に、貴社従業員の約96%の方が、反対する旨表明していると記載されております。

いうまでもなく、従業員は貴社の重要なステークホルダーであり、当社としては、貴社従業員の方々に、当社株主提案及び当社の経営基本方針等について、是非ご理解いただきたいと考えております。

つきましては、当社株主提案等に関する貴社従業員への説明会を開催させていただきたく、本書により申し入れる次第です。もとより勤務時間や会場との兼ね合い等ございますが、貴社の営業時間等に支障のない範囲で開催したいと思っております。つきましては、この件に関して、その実施可否も含め貴社と相談をさせていただきたく、本年6月5日（火）午後3時までに、相談に応じていただけるか否か、応じていただける場合には実務ご担当者窓口等、FAXにて下記連絡先宛ご回答いただきます様、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】

当社の労働組合は、1970年に結成され、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)に加盟しており、一定資格以上の管理職等を除く、全社員が加入するユニオンショップ制を採用しております。労組結成以来、当社は、労使協調を基本として、人事諸施策及び諸規則は、どのような細則であっても、社員の意思を尊重し労働組合との合意なくして、改定したことはございません。また労働組合内部における意思決定も民主的に行われており、管理職や組合役員等による不適切な介入等はございません。

草々

【FAX連絡先】

- ・ 宛先：I D E C(株)秘書室宛